

【人権学習プログラム 研究会について】

去る1月29日、倉吉未来中心で行われた「人権学習プログラム研究会」について報告します。

会では最初に岩美町における小地域懇談会の概要説明とともに、昨年9月30日に開催された大岩地区人権学習会の取り組みについて、沢貢さん(大谷)による実践発表がありました。これは、昨年大岩地区内で発生した作業中の男性が転落して大けがをした際の救急車手配、男性への応急処置、家族・勤務先への連絡等についての問題を取り上げ、「地域が安全で安心して暮らせるまちづくり」のために地域として、個人としてどう取り組めばよいかを話し合うというものでした。

安全で安心して生活するためには、お互いに助け合うという気持ちの大切さを感じるとともに、そのために自分はどうすれば良いのかを考えさせられました。

参加者のアンケートには、「岩美町の発表が参考になった」というのもありました。

続いて、朗読劇を使って部落差別の問題を考えたという琴浦町における小地域懇談会の実践発表、ビデオ「ハンセン病 今を生きる」を用いた境港市における小地域懇談会の実践発表、愛知県立大学講師・内田龍史さんによる「学習効果の検証に向けて」の報告、県教育委員会・山田智子さんによる「よりよい学習プログラムづくりに向けて」の提言が行われ、閉会しました。

各市町村により、毎年小地域懇談会に対する工夫がなされていると感じました。

この研究会には岩美町からも、各地区人権教育推進会役員さんを中心として34名が参加され、町の老人バスはほぼ満席の状態でした。参加された皆様には、お忙しい中であって参加いただきましたこと、有り難く思いますとともに、今回の研修は明るい町づくりのための一歩になったと思います。

Q2 どのような事件を扱うのですか？



A2 裁判員裁判の対象事件は、一定の重大な犯罪であり、具体例は次のとおりです。



- ①人を殺した場合(殺人)
- ②強盗が人にけがをさせ、あるいは、死亡させた場合(強盗致死傷)
- ③人にけがをさせ、その結果、死亡させた場合(傷害致死)
- ④ひどく酒に酔った状態で、自動車を運転して人をひき、死亡させた場合(危険運転致死)
- ⑤人が住んでいる家に放火した場合(現住建造物等放火)
- ⑥身の代金を取る目的で、人を誘拐した場合(身の代金目的誘拐)
- ⑦子供に食事を与えず、放置して、死亡させた場合(保護責任者遺棄致死) などです。

このような事件であっても、被告人の言動等により、裁判員やその家族に危害が加えられたり生活の平穏が著しく侵害されるおそれがあり、裁判員の参加が非常に難しいような事件では、裁判官のみで裁判を行うことがあります。